

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）（抄）

【新旧対照表】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 ～ 5 （略） 第 6 相談・指導等の方法について 1 ～ 3 （略） 4 広告指導の体制及び手順 （略） （1）広告内容の確認 （略） ①（略） ② 都道府県等において、広告に該当するか判断できない情報物や違反しているかどうか判別できない広告については、その内容について、別添 2 の様式により、都道府県等の職員から厚生労働省医政局総務課あてに<u>E メール</u>等によって照会するという手順を採ること。 （略） （2）～（4）（略） 第 7 （略）	第 1 ～ 5 （略） 第 6 相談・指導等の方法について 1 ～ 3 （略） 4 広告指導の体制及び手順 （略） （1）広告内容の確認 （略） ①（略） ② 都道府県等において、広告に該当するか判断できない情報物や違反しているかどうか判別できない広告については、その内容について、別添 2 の様式により、都道府県等の職員から厚生労働省医政局総務課あてに<u>ファクシミリ</u>等によって照会するという手順を採ること。 （略） （2）～（4）（略） 第 7 （略）
（別添 1） 専門性資格認定団体に係る基準該当届 （略） 【備考】 1. この用紙は、<u>日本産業規格 A 4</u> とすること。 2 ～ 5 （略）	（別添 1） 専門性資格認定団体に係る基準該当届 （略） 【備考】 1. この用紙は、<u>日本工業規格 A 4</u> とすること。 2 ～ 5 （略）

(別添 2) 医療法第 6 条の 5 の規定違反が疑われる広告等について (照会) 厚生労働省医政局総務課あて (E メール <u>iryoukoku@mhlw.go.jp</u>) 都道府県等名 <table><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>担当者名及び連絡先</td><td>担当者名、所属部署名 TEL、E メール</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table> ※照会する広告又は疑いのある情報物の 写しや写真等、入手できた広告等の 内容の根拠に関する資料を添付する こと。 (削る)	(略)		担当者名及び連絡先	担当者名、所属部署名 TEL、E メール	(略)		(別添 2) 医療法第 6 条の 5 の規定違反が疑われる広告等について (照会) 厚生労働省医政局総務課あて (FAX <u>03-3501-2048</u>) 都道府県等名 <table><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>担当者名及び連絡先</td><td>担当者名、所属部署名 TEL、FAX</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table> ※照会する広告又は疑いのある情報物の 写しや写真等、入手できた広告等の 内容の根拠に関する資料を添付する こと。 ※FAXによる照会を原則とするが、映像や音声による広告等や送付する量が多い場合には、郵送やEメールによる照会について医政局総務課の担当者に相談すること。	(略)		担当者名及び連絡先	担当者名、所属部署名 TEL、FAX	(略)	
(略)													
担当者名及び連絡先	担当者名、所属部署名 TEL、E メール												
(略)													
(略)													
担当者名及び連絡先	担当者名、所属部署名 TEL、FAX												
(略)													
(別添 3) (略)	(別添 3) (略)												